

令和5年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

令和5年度第2回 小金井市都市計画審議会会議録

日時 令和6年1月29日（月）午後2時～午後3時30分

場所 小金井市役所本庁舎 第一会議室

- 案件 1 用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について
（付議）
- 2 用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について
- 3 小金井市都市計画審議会運営規則の制定について

出席委員 18名

会長 8番 市古太郎

委員 1番 大久保勝盛 2番 吹春やすたか

3番 水谷たかこ 4番 邊見隆士

5番 岩崎啓介 6番 安田けいこ

7番 村越明彦 9番 遠藤百合子

10番 村山ひでき 11番 斎藤康夫

13番 古畑俊男 14番 土屋丈

15番 桐島俊彦 16番 本間紀行

（代理 田中交通課長）

17番 たゆ久貴 18番 渡辺ふき子

19番 飯泉和久

（代理 森川副署長）

欠席委員 1名

12番 出戸剛

傍聴者 2名

出席説明員

市長 白井 亨

都市整備部長 若藤 実 農業委員会事務局長 島田 泰吉

都市計画課長 田部井 一嘉

事務局職員出席者

都市計画課都市計画係長 片上 昌芳 都市計画課主査 飯村 浩明

都市計画課専任主査 佐藤 知一 都市計画課都市計画係 高橋 麻衣

都市計画課都市計画係 大野 拓巳

【田部井都市計画課長】 それでは、定刻になりましたので、令和5年度第2回小金井市都市計画審議会を開会いたします。本日は、御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中18名の御出席をいただいております。

小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、本日、警察署所長の桐島委員の代わりに交通課長の田中様に御出席いただきおまして、消防署長の飯泉委員の代わりに副所長でございます森川様の御出席をいただいております。

また、出戸委員は、本日、御都合により欠席されるとの御連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の田部井です。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、何点か説明させていただきます。まず、会議についてですが、会議録作成のため、発言の際にはお名前を名乗っていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。また、お車でいらっしゃる方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

(駐車券回収)

【田部井都市計画課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、皆様の席に配付しております「令和5年度第2回小金井市都市計画審議会次第」及び事前に送付しております、12月28日付送付文のとおり、案件1「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について（付議）」は、概要と資料1、資料2を合わせた資料。案件2「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」は、資料1、資料2、資料3。案件3「小金井市都市計画審議会運営規則の制定について」は、審議会運営規則案と審議会条例の資料でございます。資料の不足等がございましたら、お申出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

なお、前回欠席されました学識経験を有する委員及び市議会議員の委員の皆様につきましては、給与所得の源泉徴収票も席に配付しております。こちらにつきましては、審議会終了後に御説明させていただきます。

それでは、市長の白井より御挨拶申し上げます。

【白井市長】 皆さん、こんにちは。小金井市長の白井でございます。本日は御多忙の中、小金井市都市計画審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、日頃より小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

都市計画審議会では、各分野の専門家の皆様方に都市計画に関する様々な事項を御審議いただいているところでございます。

本日は、「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について」、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」及び「小金井市都市計画審議会運営規則の制定について」の3件を御審議いただくことになっております。案件の内容につきましては、これから担当より説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、小金井市の都市計画行政に御理解、御協力賜りますようお願い申し上げて、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第2、案件付議でございます。本日御審議いただきます案件、付議1件を市長の白井から読み上げさせていただきます。

【白井市長】 小金井市都市計画審議会会長、市古太郎様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議いたします。

用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について（付議）。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【市古会長】 承りました。

【田部井都市計画課長】 ここで、市長の白井は公務のため退席させていただきます。

付議が終了いたしましたので、ここからは、市古会長に審議会の進行をお願いいたします。

【白井市長】 それではよろしくお願ひします。失礼します。

【市古会長】 それでは、ただいまから、令和5年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

本日、御審議いただく案件は、付議1件、その他2件でございます。

案件1「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について（付議）」、案件2は「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」、案件3は「小金井市都市計画審議会運営規則の制定について」でございます。

審議は1件ごとに行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、案件1「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について（付議）」、事務局より説明をお願いします。

【若藤都市整備部長】 小金井市都市整備部長の若藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、案件1「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について」御説明いたします。

都市計画においては、国土の中に都市計画区域があり、区域区分と地域地区に分けられ、区域区分につきましては東京都、地域地区の用途地域等に関しましては小金井市決定ということになっております。

また、今回の見直しは都内全域で一斉に行われるもので、これまで昭和48年の指定以降、都市計画法の改正等により定期的に用途地域等を見直してきました。前回の見直しから15年以上が経過し、用途地域の境界根拠としている道路等の地形地物が増加したことにより、指定状況と現況との不整合が見られ、小金井市においても、不整合を解消するために実施する必要があります。

ここでは、都市計画変更の内容につきまして、資料1を使って御説明させていただきます。また、資料2には都市計画変更案の縦覧資料の一部を添付しておりますので、併せて御確認いただきたいと思います。

それでは、資料1につきましてスクリーンにて20分ほど説明をさせていただきます。

初めに本日の説明内容についてです。1)、2)で用途地域や付随する制限等について、3)、4)で一斉見直しの背景や考え方を説明いたします。その後、具体的変更予定箇所やこれまでの経過について説明を行います。

まず、用途地域について御説明いたします。まちの中には、住宅や商店、工場などいろいろな建物がありますが、これらの建物が無秩序に建てられると、日照や騒音などの問題が発生し、生活に支障が生じてしまいます。こうしたことを防ぎ、住環境を保護し、商業や工業の利便を増進することを目的として、用途地域を定めます。

続きまして、小金井市の用途地域の指定状況です。市内は大まかに住居系・商業系・工業系の用途地域に分かれており、用途地域ごとに建てることのできる建物の用途や規模などが決まっています。用途地域は全部で13種類ありますが、小金井市では枠内の8種類を指定しています。

こちらが小金井市の都市計画図になります。色で用途地域を表しており、大まかには緑や黄色が住居系、ピンクや赤が商業系、紫が工業系の地域です。また丸の中に数字が書かれているものがたくさんありますが、こちらは用途地域に付随する建蔽率、容積率、高度地区という建築制限を示しています。これらの制限については、この後、御説明をいたします。

それでは、2)用途地域等の建築制限についてです。具体的な制限内容に入る前に、面積についての用語を簡単に御説明させていただきます。①の敷地面積とは、敷地の水平投影面積を指します。②の建築面積とは、建築物の外壁等に囲まれた部分の水平投影面積を指します。そして、各階の面積を床面積といい、その合計が③の延べ面積です。緑色の部分と、1階と2階を合計した面積が延べ面積となります。

続きまして、建蔽率についてです。建蔽率とは、敷地に適度な空地を確保することで日照や風通しを確保するとともに、火災の延焼を防止することを目的とする規制です。建築物の建築面積の敷地面積に対する割合で求められます。例えば建蔽率が50%と指定されている100㎡の敷地の場合、50㎡までの建築面積の建築物が建築できることとなります。

続きまして、容積率についてです。容積率とは、道路などの公共施設の整備に見合った大きさの建築物を建築することによって、人や車などによる都市の過密化を防止することを目的とする規制です。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合で求められます。例

例えば容積率が100%と指定されている100㎡の敷地の場合、100㎡までの延べ面積の建築物が建築できることになります。

続きまして、高度地区についてです。高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるものです。市内では第1種高度地区、第2種高度地区、第3種高度地区を指定しています。スライドの水色の範囲に収まる高さで建築する必要があり、斜線の範囲内が建築することのできる空間となります。

続きまして、防火地域・準防火地域についてです。防火地域と準防火地域は、都市の防災機能を高めることを目的として、建物の不燃化を進めるために定めるものです。駅前や建物の密集地、幹線道路沿いなどが指定され、建物の密集地では火災の延焼を防ぐこと、幹線道路は火災の際に緊急車両の通行を妨げないようにすることが目的です。

続きまして、日影規制についてです。建築物が隣地に落とす日影の量を規制することで、隣地等の日照を確保することを目的としています。間接的に建築物の高さを制限することになります。

続きまして、建築物の高さの限度についてでございます。低層住居専用地域を対象にした高さの最高限度で、小金井市では第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の全域に指定しており、これらの地域では10メートル以下の建築物しか建てるできません。

以上が、主な建築制限になります。本日の案件2にあります、小金井市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に基づき、用途地域に付随し、これらの制限を指定しています。

次に、3) 用途地域等一斉見直しの背景についてです。用途地域等の変更について、小金井市の用途地域等に関する指定方針及び指定基準では、用途地域を変更する際は原則として地区計画を定める必要があるとしています。

地区計画とは、地区レベルで公共施設の配置や建築物の形態・用途などを定め、良好な市街地の整備を図るものです。これは、都市機能の更新、住環境の保全など地域の特性に応じた目指すべき市街地像を実現し、地区の課題にきめ細かく対応するためです。しかし、容積率や建蔽率を下げる場合や地形地物の変更に伴う用途地域の変更など、市街地環境に及ぼす影響が想定されない場合は、地区計画を定めないことができるとしています。

今回の一斉見直しは、主にこの地形地物の変更に伴う用途地域の変更に当たるため、地区計画は策定せずに用途地域等を見直すものでございます。

続きまして、一斉見直しについて御説明いたします。用途地域は、昭和44年6月に施行された新都市計画法によって昭和48年度に新たに指定されて以降、都内全域を対象として、都市計画法や建築基準法等の法律や制度の改正に伴い、定期的に見直されてきました。前回は平成16年に行い、それから15年以上が経過し、用途地域の境界根拠としていた道路等が開発で消失するといった地形地物の変化に伴い、用途地域の指定状況と現況との間に食い違いが生じてきました。こうした不整合を解消するために、今回見直しを実施いたします。

次に、4) 用途地域等一斉見直しの対象についてでございます。今回の一斉見直しは都内全域で行われるもので、主な考え方が5つあります。対象となる考え方のうち市域全体を検証いたしまして、小金井市で該当するのは、このうち対象1と対象4になります。対象1で5か所、対象4で2か所該当し、全部で7か所の変更を予定しています。

まず、対象1の用途地域の境界の基準としていた地形地物を変更した地区についての例です。例えば、用途地域等の境界としていた道路が整備され、形状が変化した場合が、こちらに当たります。画面左側、変更前では曲がりくねった道路があり、その道路の中心、赤い点線が用途地域の境になっています。その後、曲がりくねった道路が整備され、画面右側、変更後のようになったとします。用途地域の境界として道路の形状が真っすぐに変ったので、用途地域の境も真っすぐに直すというのが、この対象1のケースになります。

なお、対象1の用途地域の境界の基準としていた地形地物を変更した地区については、さらに7種のケースに分かれ、このうち今回該当するのは②と③になりますが、後ほど個別変更箇所の中で御説明をいたします。

続きまして、対象4の公園等の都市施設の土地利用の誘導等を図るべき地区についての例になります。例えば、公園等の都市施設の用地を拡大した場合が、これに当たります。画面左側の変更前の赤い点線で囲まれた宅地のエリアが、右側の変更後のように公園として整備され、土地の利用が宅地から公園に変わったために、用途地域を変更するというのが、この対象4のケースになります。

次に、5) 変更予定箇所についてでございます。今回の用途地域等一斉見直しで変更を検討している箇所は、こちらの7か所になります。それでは、個別に変更箇所の説明を

いたします。

1番、貫井北町三丁目、中央大学附属中学校・高等学校付近です。こちらの左の図は変更前の地図となっており、公務員住宅がありましたが、右の図では住宅が取り壊され、中央大学附属中学校・高校の一部となっています。変更前を御覧ください。以前は、こちらの道路中心を用途境としていましたが、その後こちらの住宅が開発され、2本の道路が消失してしまいました。用途地域の境界の基準としていた地形地物がなくなったため、今回変更するものでございますが、近傍に地形地物がないため、元の基準線とおおむね同じ位置を再現します。

次のスライドがこの拡大図になります。番号1の拡大図です。消失した地形地物を復元するため、周辺の道路や敷地境界を利用し、おおむね同じ位置に用途境を復元します。例えば、①では道路が消失してしまったため、敷地境から距離20mとし、境界としました。その他の地点でも近傍に地形地物がないため、現道の境界から47mや既設道路の中心を延長し、同様の場所に復元しました。

続きまして2番、梶野町三丁目、法政大学付近になります。変更前は、法政大学北側道路の中心を用途境としていましたが、この道路が大学敷地内通路であるため、敷地境に変更するものです。

変更後を御覧ください。変更前の青い点線を赤い実線の敷地境に変更します。変更前は第一種住居地域や第一種低層住居専用地域でしたが、それらがすべて第一種中高層住居専用地域に変更になります。

続きまして3番、貫井南町三丁目、滄浪泉園付近です。滄浪泉園は都市の緑地保全及び緑化推進を図り、市街地の良好な環境の確保を目的として、昭和52年に東京都から指定を受けた特別緑地保全地区です。変更前の①と②の部分、こちらのはけうえ広場という緑地を取得し、平成23年に特別緑地保全地区に追加されましたが、用途地域等が従前のままとなっていましたので、今回、滄浪泉園と同じ用途地域等に変更するものです。

具体的には①が変更前は第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%、②が第一種低層住居専用地域、建蔽率50%、容積率80%でしたが、それらが第一種低層住居専用地域、建蔽率30%、容積率60%に変更になります。

続きまして4番、前原町二丁目南小学校西側です。変更前を御覧ください。南小学校の西側道路の中心を用途境としていましたが、この道路が学校敷地内通路であるため、新

たに敷地境に変更するものです。

変更後を御覧ください。変更前の青い点線を赤い実線の敷地境に変更します。変更前は第一種低層住居専用地域でしたが、第一種中高層住居専用地域になり、学校の敷地全体が同じ用途地域になります。

続きまして5番、南小学校東側です。変更前を御覧ください。南小学校の東側道路の中心を用途境としていましたが、こちらも道路が学校敷地内通路であるため、新たに敷地境に変更するものです。

変更後を御覧ください。変更前の青い点線を赤い実線の敷地境に変更します。変更前は第一種低層住居専用地域でしたが、第一種中高層住居専用地域になり、学校の敷地全体が同じ用途地域になります。

続きまして、6番、前原町五丁目、東京自治会館付近です。変更前を御覧ください。変更前の用途地域境は送電線の中心ですが、架空線のため空中に基準があることになり、位置が不明確なため、近傍の敷地境に変更するものです。

変更後を御覧ください。青い点線が変更前の送電線の中心です。これを赤い実線の敷地境に変更いたします。変更後の用途は、①は第一種中高層住居専用地域、②は第一種低層住居専用地域、③は第一種中高層住居専用地域に変更となります。

続きまして7番、中町一丁目、武蔵野公園付近です。武蔵野公園は、平成27年に都市計画変更し、公園区域が追加されました。土地利用の在り方として一体的であることが望ましいため変更するものです。変更前は第一種低層住居専用地域、建蔽率40%、容積率80%でしたが、変更後は第一種低層住居専用地域、建蔽率30%、容積率60%に変更となります。

以上が、変更予定箇所となっています。

また、今回説明させていただきました7か所においては、地権者の方や影響のある方に事前に説明をさせていただき、了承を得ています。

最後に、これまでの一斉見直しに関わる経過についてです。令和3年度より用途地域等の見直しに着手し、市議会や都市計画審議会におきまして経過を報告してまいりました。令和4年度及び5年度には、市報等で周知を行うとともに市民向けの説明会を実施してまいりました。

説明会では、見直しがどうしてこの時期になったのかという御意見や都市計画道路の

沿道用途などについての御意見をいただきました。その後、東京都協議を行いまして、用途地域等の変更に対し、意見がない旨の協議結果を得ております。

都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧につきましては、令和5年12月11日から25日までの2週間行い、意見はございませんでした。以後、令和6年4月に都市計画決定の告示をする予定で調整を進めています。

以上で、用途地域等一斉見直しについての説明を終わります。

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、これより質疑を行いたいと思います。御意見、御質問ある方は挙手で御発言をお願いいたします。土屋委員、お願いします。

【土屋委員】 土屋です。

用途地域の見直しで、第一種低層住居専用地域にしたところの建蔽率、容積率を引き下げているんですけど、これも意図があってでしょうか。30の60になったので、質問です。

【市古会長】 事務局、お願いします。

【田部井都市計画課長】 事務局です。中町一丁目の用途地域が下げられている、その趣旨でございますけれども、もともと当該のエリアは宅地でございます。その宅地が、武蔵野公園の区域が拡大して武蔵野公園区域に入りましたので、武蔵野公園と同じ用途地域である第一種低層住居専用地域の30%、60%に変えたということでございます。滄浪泉園も考え方としては同じでございます、もともと宅地だったものが、今回、はけうえ広場を特別緑地保全地区に追加したということで、土地利用が変わりましたので、滄浪泉園と同じ用途容積にしたということでございます。

以上です。

【土屋委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【市古会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。では、邊見委員、お願いします。

【邊見委員】 邊見です。

今回の一斉見直しは、本来だったらマスタープランを策定して、それに伴って、指定方針・指定基準の改定の後に行うのが本来かなというふうに、ちょっと思ったんです。

私がかかわっているほかの市の事例でも、ほかの市はそれが逆転してないと初めは思ったんですけど、どうもちゃんと聴くとやっぱり同じような事情にあるみたいで、今、御説

明にあった、このスケジュールの経過から見ると、多分、東京都の全体一斉見直しのスケジュールの枠がありますから、そういった都からの提示だとか、あるいは全体的な都に返すようなスケジュールリングの中でやむを得ない事情もあって、本来だったら逆のほうがいいんじゃないかなという気持ちはあるんですけど、結果やむを得なかったんじゃないかなと思いますので、その辺の事情があれば、少し補足をいただくとありがたいかなと思います。中身的には、それぞれよく検討されているので、内容的には私のほうは異存はございません。以上です。

【市古会長】 全く同感です。お願いします。

【田部井都市計画課長】 マスタープランと一斉見直しの関係について、御質問を頂戴しました。おっしゃるとおり、本来でしたらマスタープランが令和4年8月に策定されておりますので、その方針に基づいて今回の一斉見直しの中で用途地域等の検討をしていくというのが順当というか、正しいやり方かなとも思いますけれども、このマスタープランにつきましては令和4年8月に策定したわけですが、実際この一斉見直しのスケジュールは、2年前から3年間かけて作業してまいりました。そういった関係から、残念ながらそのマスタープランが策定された令和4年8月の時点では、既にもう一斉見直しについては着手されていたということがございまして、マスタープランの内容を反映するまでには至らなかったということがございます。

御指摘のとおりかなと思っておりますので、次回もそういった機会がございましたら、当然マスタープランの内容も踏まえて変更することになるのかなと考えております。以上です。

【市古会長】 ちょっと関連で、今、邊見委員からの御質問は、もう1点、今回の案件1と案件2の関係でございます。こちらのほうに何か補足等はございますか。

本来は、案件2、指定方針、指定基準のほうを、まず定めてからというのも一つの考え方かなという御質問だったと思うんですけど。

【田部井都市計画課長】 そうですね、それもおっしゃるとおりです。指定方針及び指定基準につきましては、また後ほど御説明をいたしますけれども、前段で、都市計画マスタープランを受けて、今回指定方針及び指定基準を改定するというところでございますので、マスタープランができたこのタイミングで、指定方針及び指定基準を改定することになります。

残念ながら、このタイミングでの指定方針及び指定基準の改定になりますので、今回の一斉見直しのタイミングにはちょっと残念ながら間に合わなかったということでございます。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

【邊見委員】 私からは結構です。ほとんど全体の流れの話も、今はちょっと言及はなかったので。今の説明で結構です。ただ、全体の流れの中の整合という事情も多分これ、ありだったんだらうなと思いますので。せっかく指定方針・指定基準を改定したら、その内容を盛り込むせっかくのタイミングではあったんですけど、それがなかなか実務上、こなせないスケジュールということだろうと思いますし、今の説明もそういうことだったと思いますので、それでやむを得ないということだと思えます。

【市古会長】 ありがとうございます。

あと、ちょっと関連で僕のほうで補足させていただきますと、資料1の15ページです。スライドをお開きいただいていいですか。こちら資料1の15ページに、変更予定箇所について、対象が5、東京都からも一斉見直しという形で示されて、今回、小金井市に関しては、対象1と対象4のみでございます。対象2、3、5をもし変えるとしたら、やはり指定方針、指定基準を変えてからというのが原則かと思うんですが、今回、小金井市の見直しに関しては、対象1と対象4ということで、新しい指定方針、指定基準にかかわらずとも、20年ぶりの見直しということで、きちんと整合が取れている。市民の皆様に対する説明も果たせるとは理解はできるかなと思っておりました。ちょっと補足をさせていただきます。

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質疑がないようですから、質疑を終了することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 御異議がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。都市計画審議会条例第7条第3項に、会議の議事は出席した委員及び案件に係る臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるとあります。採決は挙手により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 それでは、案件1「用途地域等一斉見直しに関わる小金井都市計画変更について(付議)」は、案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【市古会長】 賛成多数でございます。よって案のとおり決定いたします。

案のとおり可決されたことから、審議会として市に答申させていただきます。

続きまして、案件2「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、案件2「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」、御説明させていただきます。お手元の資料1「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」の2ページを御覧ください。

こちらにありますように、用途地域等指定方針及び指定基準とは、用途地域などを指定、変更する際の基本的な考え方や具体的な選択肢を示す指針でございます。

また、指定方針では、小金井市都市計画マスタープランで示した目指すべき将来像の実現に向けた土地利用を推進するため、指定する用途地域の考え方を示し、指定基準では、用途地域ごとの建蔽率、容積率の組合せなどを示しています。

続きまして、3ページを御覧ください。これまでの経緯です。平成14年3月に小金井市都市計画マスタープランを策定、当時の用途地域の決定権者は東京都でありました。その後、平成23年8月に用途地域の権限が東京都から小金井市へ移譲され、策定から10年経過した小金井市都市計画マスタープランを平成24年3月に改定、平成25年4月に小金井市の用途地域等に関する指定方針及び指定基準を策定いたしました。その後、令和4年8月に新たな小金井市都市計画マスタープランを策定したことから、今回、用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定を行う予定でございます。

次に4ページでございます。今回の改定内容は、3点あります。1点目は、平成24年3月改定の本市都市計画マスタープランの基本目標や土地利用の方針を引用していた部分を令和4年8月に改定したマスタープランの基本目標や土地利用の方針に変更しています。

2点目は、東京都が令和元年に改定した用途地域に関する指定方針及び指定基準との整合を図る変更をしています。都市計画法第18条の2にありますように、小金井市の都

市計画マスタープランは東京都の区域マスタープランに即し、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、都内共通の指針である東京都の用途地域に関する指定方針及び指定基準との整合を図る変更をしています。

3点目は、平成30年4月の都市計画法の改正に伴い、新たに創設された田園住居地域を13種類目の用途地域として追加しています。

それでは、具体的な改定部分を資料2の新旧対照表で説明いたします。用途地域等に関する指定方針及び指定基準の書き出しの「はじめに」では、令和4年3月に策定した第5次小金井市基本構想から、市の将来像を「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」と変更し、また、改定した都市計画マスタープランでは、3つの基本目標から5つの基本目標となりましたので、「快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち」、「人・モノの円滑な移動を実現するまち」、「次世代に誇れる自然と都市が調和したまち」、「誰もが安全に安心して暮らすことのできるまち」、「一人ひとりの多様な暮らし方、働き方を支えるまち」という5つの基本目標に変更しています。

続きまして、小金井市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用の方針では、マスタープランの記載に基づき、「JR中央本線連続立体交差事業や武蔵小金井駅南口再開発事業などのストックの活用、市民生活を支える都市機能の維持・充実、拠点性の向上とともに、今後の高齢化の進展を踏まえた、身近な拠点の形成による歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進」し、「快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち」を目指すこととしている、と変更しています。

また、これまでにはなかった土地利用の方針図を追加することで、より土地利用の方針が分かりやすくなるようにしてございます。

続きまして、3ページ、用途地域等に関する指定方針でございます。こちらも本市都市計画マスタープランに基づき、①として土地利用の方針、4ページ以降に②道路・交通の方針、③みどり・水・環境共生の方針、④安全・安心の方針、⑤生活環境の方針の5つの方針として変更しています。

続きまして、7ページです。2、用途地域等に関する設定方針でございます。現行方針の「目標とするまちづくり」という表現を東京都の指定方針及び指定基準に合わせた「目指すべき市街地像」に変更、また、「用途地域等の指定に当たっては、周辺の土地利用の状況や隣接する用途地域等相互の関係」について、現行方針には記載がなかったことから、

追記をしています。

続きまして、8ページでございます。(1)住宅地の下段に「田園住居地域の指定について」を追加しております。こちらは東京都の指定方針及び指定基準に合わせたものでございます。

続きまして、(2)業務・商業地です。現行方針の「交通利便性の高い駅の周辺区域、日常生活利便施設などのコミュニティインフラが集積した区域」については、新しいマスタープランに合わせ、「中心拠点、副次拠点や地域拠点」と変更をしています。

次の9ページ(4)複合市街地におきましても、「武蔵小金井駅」と「東小金井駅」を、それぞれ「中心拠点、副次拠点」に変更しています。

また、その下、3、その他の地域地区の活用方針の「目標とする市街地像」を先ほどと同様に「目指すべき市街地像」に変更しています。

続きまして、10ページです。(1)特別用途地区でございます。現行の「市の創意工夫により種類の名称を自由に定めることができる」については、東京都の記載に合わせ、「地域の実情に応じて制限内容等を自由に定めることができる」に変更しています。

続きまして、(4)防火地域及び準防火地域です。現行の「50%を超える建ぺい率」の記載を、東京都の記載に合わせまして、「防災上の措置が講じられた区域を除き、50%以上の建蔽率」に変更しています。

続きまして、4、用途地域の変更及び決定にあたって留意すべき事項の(1)用途地域等の適時適切な見直しについてです。11ページの中段に、東京都の指定方針基準及び指定基準の記載に合わせ、都市計画道路沿道の用途地域の変更等における事業認可前からの道路事業者、特定行政庁、都市計画決定権者等との連携、また、都市計画道路の変更における複数の自治体にまたがる場合の自治体間の調整を追加しています。

続きまして(2)地区計画の原則化です。こちらも東京都に合わせ、住宅の質の向上、みどりの保全・創出に関する記載を追加しています。

続きまして、12ページのⅢ、制度の活用でございます。現行では「制度の概要」としていましたが、東京都の指定方針及び指定基準では「活用」としており、本市として、街区再編まちづくり制度や新たな防火規制区域の指定など、今すぐの制度の活用はありませんが、東京都としての制度の活用に合わせて変更をしています。

続きまして、13ページの下段、用途地域等に関する指定基準です。新しく田園住居地

域が追加されたことにより、用途地域の番号を1つずつ変更しています。(8)が田園住居地域、(9)を近隣商業地域として、次の14ページ、(13)が工業専用地域となります。

また、基準の文章の中に「総合拠点」という言葉がありましたが、新しいマスタープランでは「中心拠点」に変わっていることから、記載を変更しています。

次に15ページ、16ページです。田園住居地域の基準につきましては、東京都の指定方針及び指定基準のとおり追加をしています。

最後に、本文中の「建蔽率」の「蔽」の字が平仮名表記でしたが、現在は常用漢字ということで、「ぺい」の字を漢字表記に変更しています。

変更点については以上で、今後のスケジュールとしましては、本日の審議会の後、手続に入りまして、令和6年4月1日に改定の予定でございます。説明は、以上になります。

【市古会長】 ありがとうございます。

それでは、この指定方針及び指定基準の改定について、質疑を行いたいと思います。御質問、御意見ある方はお願いいたします。

たゆ委員、お願いします。

【たゆ委員】 たゆと申します。質問というよりは意見だけちょっと申し上げさせていたきたいと思うことがありまして。

これは付議されているということではないので、このまま行くのかなと思っているんですけども、用途地域等指定方針及び指定基準案については、改定した小金井市都市計画マスタープランの基本目標と土地利用の方針に変更するという事は、行政の事務手続としてはそうなるのかなと分かるんですけども、私及び日本共産党は、そもそもこの小金井市都市計画マスタープランにはいろいろ意見を申し上げてきまして、ここで全てを述べることはしないんですけど、全面的に賛成できる内容だけではなくて反対意見が出てきた部分もあるので、ちょっとそこを述べさせていたきたいと思っております。

例えば、土地利用の方針で都市計画道路の部分で進めていくということなんですけれども、3・4・1号線だったり3・4・11号線などは、地域住民の住宅を壊したり、自然を壊したりして、立ち退きだったり自然を壊すなどということになっていまして、多くの近隣の方々、市民全体でも反対意見がたくさん出ていまして、私もそれには賛成できないということでもあります。

また、ほかにも市街地再開発事業を図っていくというところもあるんですけども、今進められている武蔵小金井駅北口再開発については、この間パブコメも行われておりまして、高さ130メートル級の高層マンションという内容については、市民からも不安や反対の声が上がっているように、私も賛成はできないということ。こういった意見が、私もあるし、市民からもたくさんあるということだけは申し上げたいと思っております。以上です。

【市古会長】 事務局、何か御意見ということでしたけれども、ございますか。

【田部井都市計画課長】 特にございません。

【市古会長】 御意見ということで、承りたいと思います。

では、斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】 2点、質問させていただきます。

1点目は、7ページ、用途地域に関する指定方針及び指定基準案の、資料3です。資料3の案の7ページなんですけど、今回変わったところではないんですけど、ちょっと確認のために質問させていただきます。

(3) 区域の設定、「①区域の境界線等」というところがあるんですけど、第一種低層住居専用等地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域と商業地域を接してはいけないということ、原則として接して指定しないというところなんですけど、実際、そういうところが小金井市にないかということが1点目。

それから2点目なんですけど、小金井市の用途地域、用途地域の遅れというのではないと思うんですけど、建蔽率や容積率に関して、他市と比べて、私の調べるところ、非常に低い。他市と比べて低いという状況が小金井市の都市計画の中にはあると認識しておりまして、これを改善していく。ただ、その結果だけ改善する、結果だけを見て改善するというのはおかしい話ではあるとは思いますが、小金井市の都市計画の中でおおむね他市が指定している用途地域と、小金井市が指定している地域の設定の仕方というのが、建蔽率・容積率、結果的には建蔽率・容積率が低くなるような決定の仕方をしていないかと考えているんですけども、その辺を是正する、見直しをする、検証するということを、今後やっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【市古会長】 御質問2点です。いかがでしょうか。

【田部井都市計画課長】 事務局です。

まず、御質問の1点目でございます。第一種低層住居専用地域などと商業地域、工業地域などが相互に隣接している箇所はないかという御質問ですけれども、これは実際はございます。実態としては、既存の土地利用が既存不適格にならないようにというような配慮が、例えばあたりとか、そういうこともございまして、本来でしたら用途地域、隣接する用途地域にギャップがないほうが好ましいわけですが、実際、市内の用途地域を見ますと、こういったところはございます。

続きまして、2点目でございます。用途地域について、他市と比べて用途容積が低いので、それを是正することについて検証しないかという御質問でございました。これにつきましては、今回といいますか、令和4年8月に都市計画マスタープランを策定いたしましたけれども、その中の検証の中でも資料を出して検討した経過がございます。具体的に、他市と本市の用途地域の割合なども比較した資料を示しまして、それで御意見を頂戴したということがございます。その上で、今回、令和4年8月に新たな都市計画マスタープランをつくったということでございます。

ですので、ある一定の検証はこれまでしてきたつもりでございますけれども、用途容積の考え方につきましては、他市が高い、比較して高いから、それに合わせて本市も高くするというようなことではないのかなと思っておりまして、当市は当市なりの都市計画的な考え方に基づいて、現在の都市計画マスタープランをつくっておりますので、これに基づいて土地利用については進めてまいりたいと思っております。以上です。

【市古会長】 斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】 1点お答えいただきました。1点目に関しては、具体的に言うと、庁舎、レンタル庁舎、第二庁舎の庁舎からすれば、南側の用途地域と庁舎自体は商業地域ということで、これが設定されたのが、言ってみれば市の都合というか、市がこうしたいというときには少し、私の言い方はちょっと古いですが、ウルトラC的な形で、そういう用途地域の指定の仕方をしてきた過去があるということで、これは決して通常のところ、やるべきことではないとは思いますが、実際そうしているところがあるということで、私たちが現状を容認しているというところであります。それ以上のことは言いません。

それから既存不適格にならないように云々ということだったんですが、行政としてはそういう答え方をするしかないのかもしれませんが、かなり市としてもどうしてもやむにやまれず、そういうことをしていることがあるんだろうと、私は認識しているところです。

2点目の都市計画、用途地域の指定、建蔽率・容積率なんですけれども、その比較考慮をした上で、協議をした結果こうなっているということなんです、協議した後、何らか変わったところがあると本来ではあるべきところだと思うんですが、ほとんど変わっていないという状況の中で、私からするとその協議の仕方というのが少し、少し優しい協議の仕方だったのかな、緩やかな協議の仕方だったのかなと思わざるを得ないというところで、今後に関して協議・検証するときには、私も少し注意深く見ていきたいと思っております。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

事務局、このことで何かございますか。

【田部井都市計画課長】 特にございません。

【市古会長】 よろしいですか。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。大久保委員、お願いします。

【大久保委員】 農業委員の大久保です。

このたび、田園住居地域を追加で加えるということなんですけれども、これを追加に加えることによるメリット、またデメリット等ありましたらお教えいただければと思います。

【市古会長】 お願いします。

【田部井都市計画課長】 事務局です。

この田園住居地域でございますけれども、まずメリットを申し上げますと、田園住居地域内では、床面積500㎡以内の農産物の直売所、農家レストラン、農産物の加工場などの建築が可能になります。

あとデメリットを申し上げますと、国からこれ田園住居地域の指定の考え方が示されておりますので、そこを申し上げます。田園住居地域の指定は、農地に対する開発規制が著しく強化されるため、農地所有者等の意向を尊重した上で指定を行うものとなっております、これを指定することによって、開発規制が著しくなるというところがデメリットと思っております。以上です。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

【大久保委員】 ありがとうございます。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。

では、邊見委員、お願いします。

【邊見委員】 邊見です。

今回の指定方針、指定基準、中身は結構、意欲的に御検討されて、とてもよいのではないかなと思います。私からは応援という意味を込めてというか、期待を込めて御要望がありますが、先ほど指定方針、指定基準を一斉見直しにということは時間軸の問題もありましたし、会長もおっしゃったように、今回は地形地物とか、対象4、都市施設の関係、こういったことがあって今回の見直しはそれでよしということになるろうと思いますけれども、ぜひとてもよい指定方針、指定基準ですから、これに基づく政策的指定を進めるという努力を一層してねという、そういう御要望であります。

例えばということで申し上げますと、防火地域、準防火地域のくんだり、何々を超えるが、何々以上ということで、ちょっとだけ裾野が広がったかなということがありますし、あと新たな防火規制というのは、都条例に基づく制度ですか。これは、今申し上げた防火地域、準防火地域がかなり効果はあるんですけども、対象となる建物がかなり大きな規模のものではないと対象にならないという面がありますが、この新たな防火規制については、極めて小さな建物でも準耐火以上でいいので、それにしているという制度だろうと理解していきまして、建て替わるたびに準耐火以上になっていくという、極めて大きな効果がある制度だと思うんです。

先ほど説明の中では、今すぐはないけどという御説明ではありましたが、ぜひ、ここはぜひというのがあれば、今申し上げた防火地域、準防火地域、あるいは新たな防火規制、こういったことを防災都市づくりというのは非常に大きな課題でありますので、今後検討されてはいいのではないかなと思います。

もう一つ、例えばということで申し上げますと、今、大久保委員からもありましたが、田園住居地域というのは、いろいろ制約もありますけれども、やっぱり当小金井市にとって見ると、農地の保全というのはとても大きな課題、これはまた大きな課題ですので、産業面というか、にぎわい面も含めた効果がある制度ではありますので、これもぜひ前向きに検討されるといいのではないかなと思います。期待を込めて応援という意味での御要望です。

それからもう1点、とても小さな話で、若干誤植があったりしたので、どうしましょ
うか。意見を申し上げるまでもないんですけど、1枚目の新旧対照の真ん中あたりですか。

すみません、誤植で申し上げるのも何なんですけれど。快適で利便性のために云々かんぬん、まちづく「り」がなかったりしているので。ほかにもあるかもしれないので、こういった明らかな漢字間違いは、会長一任で修正いただければいいのではないかなと思います。

以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

大事な御要望ということで、事務局と確認します。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大事な御質疑だったかと思えます。

斎藤委員から特に2点目のところ、容積率、建蔽率、密度のコントロールにつきまして、きちんと検証しながらということ、すごく大事な視点でございます。他市と比較してということに加えて、どこでどのような容積率、建蔽率が指定されていて、それが実際どこまで使われているのか。そういった丁寧な検証を含めて少し科学的などうか、データを集めながら、よりよい土地利用、もしくはよりよい小金井の都市像の実現に資していただければと思います。

それは、先ほど大久保委員、それから邊見委員からも御指摘があった、この田園住居地域につきましても、本日の資料の16ページ、別紙の指定基準、それもこの表に適用区域ということで基準が載っております。これは東京都がたたき台として示した基準ですけども、この1、2、3、4の適用区域が小金井でどれくらいの面積で存在しているのか。こういったことも、ぜひ事務局というか、小金井市都市計画課におかれては、まずは試算というか、検討を続けていただければと存じます。

今回、一斉見直し、そして指定基準・指定方針の変更、改定ということですけども、本日の指定方針・指定基準の、ここで資料でいきますと、新旧対照表でいきますと、10ページのところ、留意すべき事項の1点目に、適時適切な見直しということが掲げられていますので、この指定方針・指定基準を基に、適宜適切な、一斉見直しを待たずに、そちらのほうもぜひ進めていくといいのではないかなと存じます。そのほか、よろしいでしょうか。

御質疑がないようですから、質疑を終了することで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 御異議がないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、案件3「小金井市都市計画審議会運営規則の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、案件3「小金井市都市計画審議会運営規則の制定について」、御説明をさせていただきます。

運営規則（案）の説明の前に、規則の制定を検討するに至った経緯について、御説明いたします。

本審議会につきましては、現在まで条例に基づいて運営をしてまいりましたが、条例に記載のない取扱いについては適宜判断を要するものとして、例えば、代理出席の取扱いや発言、採決の方法など、委員の皆様の御理解をいただきながら、進めてきたところでございます。

このたび、これらを明確化して、運営の円滑化を図るために規則の制定をいたしますが、小金井市都市計画審議会条例第10条において、条文の定めのほか、審議会の運営やその他必要な事項に関しては、審議会の意見を聴き、市長が別に定めるとされていることから、本審議会において委員の皆様の御意見を伺うものでございます。

それでは続きまして、事前に配付させていただきました、小金井市都市計画審議会運営規則（案）について、説明させていただきます。第1条は当該規則の趣旨、第2条は各委員の招集及び欠席の取扱いについての記載です。

続きまして、第4条の代理出席の取扱いについて、少し詳しく御説明をさせていただきます。条例の第3条第1項第3号に規定する委員といたしましては、関係行政機関の委員を指し、本審議会では東京都北多摩南部建設事務所、東京都多摩建築指導事務所、小金井警察署、小金井消防署の皆様が該当いたします。この関係行政機関の委員においては、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理する者が会議に出席し、議事の審議及び議決に加わることができる旨を新たに定めてございます。

また、代理できる者としては、当該委員の所属する機関の課長職相当以上としております。この条文については、審議会への積極的な出席及び審議案件に多くの意見を反映させることを目的としており、行政機関の委員のみ代理出席を可能とした理由につきましては、代理者が出席した場合でも、行政機関の意見や方針、方向性は変わらず、審議会への影響がないものとするところによるものでございます。第4条については以上です。

続きまして、第5条は議席について、第6条及び第7条は会議の発言について、第8

条は採決の方法について、第9条は会議録について、第10条は答申について、第11条と別表は公印について記載するものです。

第12条、その他といたしまして、当該規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を記載するものです。なお、附則といたしまして、この規則は、令和6年4月1日から施行することとしています。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

【市古会長】 ありがとうございました。

それでは、これより御意見を伺いたいと思います。御意見ございます方は御発言をお願いします。

村山委員、お願いします。

【村山委員】 単純な質問をしてもいいでしょうか。

今のこの運営規則が制定される経過について、冒頭のところで説明いただきました。その中で、これまでは状況に基づいて運営していたということで、こういった運営規則等はあえて定めてなかったというようなお話だったと思っています。改めて、なぜ今この時期にこういうふうに明確に詳細を定める運営規則というものが必要だと御判断されたのか、さらっと触れられてしかいなかったのも、そのところもう少し詳しく聞きたいということが、まず1点です。

それからあと、では規則、今回定められる中で、第4条のところの代理出席の部分をもっと詳しく御説明をいただきました。私のスタンスとしては、考え方としては基本的にはこういった明確な規則ができること自体は、それはあっていいだろうと思っています。ただ、例えばこの委任状の提出といったようなこととかも、あんまりがちがちに固め過ぎると、かえって運営に支障が出るのではないかとということを危惧しておりまして、例えば、今までは条例の中でかなり古く昭和の時代から制定されたものを何回となく改定をされて、最後に改定されているのはたしか平成12年ですか。たしか、そうすると西暦で2000年だと思っんですけども、四半世紀ぐらい前に一度改定したというところで、もう落ち着いている、この条例に基づく運営のほうが、ある意味いい意味で弾力性がある運営ができることもあるのではないかと思っんです。

例えばこの委任状ということ言えば、今申し上げましたとおり、この委任状をあらかじめやむを得ない理由があるということで伝えた上で、委任状を提出して初めて発言権

を得られるみたいなこととなるのかどうか。むしろ、この点はある程度弾力的に、例えば当日、委任状の提出を確認された上で発言権が出るというところまでがちがちにするのではなくて、その時点で、委任状は後でこの会議が終わってから改めて出してもらおうというようなこと、例えば、どういった委任状の提出になるか分かりませんが、恐らく署名みたいなことで、直筆署名みたいなものとともにつくられるんだと、提出されるんだと思うんですけども、そういったところの弾力性というものを認められるのかどうかということだけ確認しておきたいんですけど、いかがでしょうか。

【市古会長】 　では、事務局、お願いします。

【田部井都市計画課長】 　事務局でございます。

2点御質問をいただきました。1点目、なぜ今なのかということですが、本日も代理出席をいただいている方が2名いらっしゃいますけれども、これまでは代理出席をいただいていたが、慣例的に取り扱っていて特に規定はございませんでした。そういった代理出席をいただいた方は、果たして御本人ではないけれども議決に加われるのかどうかみたいな部分が明確には定まっていなかったということでございます。その点につきましては、今まで慣例として扱ってきたものをきちんと明文化しておいたほうがいいだろうというようなことがございまして、このタイミングで、変えるならできるだけ早いタイミングでということで、この時期になったということでございます。

あと、さらにもう1点御質問をいただきました。規定することで運営に逆に支障が出るのではないかという御質問でございます。これはもう御指摘のとおりかなと思っております。今回、運営規則を定めましたが、逆に言うと、ここの部分、ここに明文化されたものだけで、それ以上のところは定めてないということになりますので、それはできるだけ円滑に運営できるように、そこところは柔軟に対応してまいりたいと思っております。

委任状の取扱いについても、今、具体的に御指摘をいただきましたけれども、今のところ、我々の案としては委任状を提出しなければならないとしておりまして、この委任状を提出することによって代理出席というのが、より明確に代理された方が議決権を得るんだよというのが明確になるのかなという趣旨で、このようにさせていただきました。

ただ、あらかじめその旨を会長に申し出るとともにというあたりが、あらかじめじゃないといけないのかということについては、これもなかなか難しいところですが、

事後でもいいのかとか、事前じゃなければいけないのかというあたりは、やはり御出席いただく、その時点で、冒頭に今回御出席いただいているのは何名です。会議の規定上、今回の会議が成立するのかどうかみたいなことが、整理された上で会議をさせていただくというような状況もございますので、代理の方がきちんとその会議に参加されて議決権を得ている方なのかどうかみたいなあたりの整理は、明確にしておいたほうがいいのかなどということがございまして、このように今、案ではお示しをしているというところでございます。以上です。

【市古会長】 何か、いいですか。

【村山委員】 ありがとうございます。詳しくお答えいただいたので、大体分かったつもりです。

1点目の、なぜ今なのかということに関して言えば、個人的な見解でいうと、時代の流れというのがあるのかなとも思っています。今日はこの都市計画審議会ですけれども、私が所属しております別の審議会みたいなところ、例えばほかの市、自治体と組んでいるような審議会といいますか、そういう団体はありますが、そういったところでも改めて条例に基づく運営規則を見直してきちんと定めようというような動きもあつたりしますので、そういった流れの中の一環なんだろうなと思います。

一方で、2つ目で私が申し上げさせていただいた、かといって明確な規則をつくることで逆に運営がなかなか大変な部分も出てこないようにはしていただきたいとは、同時に思っています。矛盾するんですけれども、その明確な規定をつくった以上は、それをしっかりと施行するというのも意識をしながらも、うまく現実に即した形でやっていただければなど。多分そういうことは想定しながら、これから運営されていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、では土屋委員、お願いします。

【土屋委員】 土屋です。

第2条の招集期日の3日前というところが、ちょっと短いんじゃないかなと思っています。当然運営側とすれば、短ければ短いほどいい。ぎりぎりまでいろいろな検討をしたいということは分かるんですけれども、この条項の末尾に、やむを得ない場合はこの限りでないということがあるので、原則としては短い。イレギュラーなケースというか、緊急事態のときはそれに限らずできるという前提でいくと、やはり都市計画法という国の法

律に基づいてやっていることですので、3日前というのはちょっと短いかなというか。委員、各皆さんの権利義務をちょっと軽んじているのではないかなと感じております。

だから何日前がいいのかという、具体的に、どこかで線は引かなければいけないと思うんですけども、3日前というのはいかがなものかなと感じました。

【田部井都市計画課長】 事務局です。御質問を頂戴しました。

御指摘のとおりでございます。通常の都市計画審議会につきましては、これまでどおり、1週間をめぐりに資料をお手元にお渡しするような運用をしてみたいと思っておりますけれども、緊急で都市計画審議会を開催しなければならないような場合もあるかもしれないということで、招集期日の3日前としております。

手元に資料がなくて、詳しくは御説明できないんですが、何か災害が起こったときの特別な手続をしなければならない場合ですとか、そういった場合に、緊急でお集まりいただいて都市計画決定の手続を進めてまいりたいみたいなことも想定されるかもしれないということで、招集期日の3日前とさせていただいております。

基本的には、通常の議案については、これまでどおり、1週間以上前に配付させていただきたいと思っております。以上です。

【市古会長】 土屋委員。

【土屋委員】 ありがとうございました。

ちょっと今の説明としてはちょっと納得できないんですけども。というのは、「ただしやむを得ない場合は」と書いてあるので、これでできるんじゃないのって今、私は申し上げているんですけど、今の説明は、やむを得ない場合の事例を挙げて御説明になっているので、ちょっとクエスチョンだなとは思いますが。

やっぱりきちっとした期日をもって各委員に通知するというのが、各委員の権利義務を守るということ、については法律の趣旨に沿うことではないかなと質問をしているので、挙げている事例が緊急時の想定ということしかおっしゃらないで、ただ、末尾に「ただし」と書いてあるのが入っているんで、ちょっと説明の整合性が取れてないなと感じました。

【田部井都市計画課長】 事務局でございます。

御指摘のとおりだと思ひまして、今日、招集期日の3日前と言っておきながら、ただしやむを得ない場合はこれ限りではないということなので、ちょっと検討させていただきたいと思ひますけれども、この招集期日の3日前というのは、今回、運営規則の案をつく

るに当たりまして、他市の事例も参考にさせていただきました。そうしたところ、招集期日の3日間としている複数の事例がございまして、それを参考にさせていただいたという経過がございます。基本的にはこの招集期日の3日前というのは、先ほど申し上げたとおり、実際の運用としては1週間ぐらい前を目安に御連絡させていただきたいと思っております。

では、そうするとこの招集期日の3日前って何の意味もないよねということになりますので、ここの御指摘の点についてはちょっと検討させていただいて、会長とも御相談しながら決めてまいりたいなど、現時点では思っております。以上です。

【土屋委員】 ありがとうございます。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。安田委員、お願いします。

【安田委員】 安田です。今回の審議会運営規則ができるということは大変歓迎したいなと思います。今まで明文化されていなかったことが、こちらでしっかりと記される。特に欠席や遅刻についての扱いについては、どうなんだろうという思いがありましたので、これはとてもいいことだと私は受け止めております。

それで質問ですけれども、この都市計画審議会は条例には今いろいろと定められておりますけれども、委員の構成についてです。委員19人をもって組織するというので、学識経験者、学識のある方が5人以内、小金井市市議会議員が9人以内、関係行政機関の職員が4人以内ということになっております。今、小金井市市議会議員が9人以内という大変大きな割合を占めていることに私は疑問を持っております。私たち市議会議員は今日も用途地域の変更についても全員協議会などでしっかりと説明を受けておりますし、またここでさらに2回目、議決するような形になっているかなと思っております。また、報酬も1日1万円もある。1回で1万円を頂いているのも、ちょっともらい過ぎなのではないかと思っております。それについて変更、この人数、市議会議員の割合、ちょっと多過ぎるのではないかという意見です。これについてコメントをお願いします。

また、この審議会委員のメンバー、やっぱりちょっと見渡してみますと、男性が多いということで、とても専門的なことを審査する委員会ですので、やむを得ない部分もあるのかと思いますけれども、審議会委員の男女比率50%ということで、市としても目標を掲げております。その辺のジェンダーバランスの是正について、お考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

以上です。

【市古会長】 では事務局、お願いします。

【田部井都市計画課長】 2点御質問を頂戴したかなと思っております。

まず、小金井市議会議員の定員が多いという点でございますけれども、この点につきましては、御指摘のとおりだなと思っておりまして、他市事例を見ても9人というのは多い委員会だと認識しております。この点につきましては、またいずれ改正のタイミングがありましたら、改正をしたいなと思っておりまして、他市では市民が入っているケースがございますので、逆に市民の枠を増やすということも考えていかなければならないなと思っております。

あと男女比率につきましては、これも当然、先ほど御意見、御質問、お話のあったジェンダーバランスというものも考えていかなければならないと考えておりますけれども、専門的な委員会でございますので、まずは専門性みたいところで委員をお願いしているという部分がございます。可能な限りジェンダーバランスには配慮してまいりたいと考えております。以上です。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

【安田委員】 ありがとうございます。

本当に、市民の意見というのをここにしっかりと反映させるように市民枠をつくっていただきたいと要望します。また、本当に難しい議題ですので、私もついていくのが精いっぱいですが、本当に大切なことが話し合われておりますので、ジェンダーバランスにも今後、気をつけて是正していただきたいと要望します。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

それでは、そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見ないようですので、事務手続を修正点とかも含めて進めていければと思います。

以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。本日は円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。

— 了 —